

評価基準

評価項目		評価のポイント	配点
一次審査（書面）			
① 企業の評価（業務実績）		業務内容に類似する業務実績の有無。県内の同種業務となっている場合に優位に評価する。	20
② 実施体制（業務執行体制）		本業務を適正かつ確実に実施できる人員体制となっている場合に優位に評価する	10
合計			30
二次審査（プレゼンテーション）			
提案に 対する 評価	③ 提案項目の理解度	本業務の目的、内容を理解できていること。	10
	④ 提案内容の独創性	提案内容が独創的かつ斬新であること。	20
	⑤ 提案内容の実現性	提案内容が具体的で実現性があること。	20
⑥ プレゼンテーション		業務実施方針に関する補足説明や質問に対する応答が明確であること。	10
⑦ 地域貢献、社会貢献		提案内容が発展可能性や地域活性化などへの波及効果があること。	10
合計			70

事業者の順位の決定及び最低基準点の設定

- 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、委員の採点の結果、点数の高い事業者を「1点」、次点を「2点」、3位を「3点」、以下同じとし、各委員の順位点を合計した結果、合計点が最も低いものを候補者とする。
- 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - 評価項目「④提案内容の独創性」の点数が高い者を上位とする。
 - （1）も同点の場合は、評価項目「⑤提案内容の実現性」が高い者を上位とする。
- 最低基準点の設定
最低基準点は、一次審査は18点、二次審査は42点とする。
なお、最低基準点に満たない場合は応募が1社であっても選定を見送る。